

浄化槽の保守点検業者に対する行政処分要領

(目的)

第1 この要領は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年12月25日大分県条例第36号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録の取消し又は事業の停止(以下「行政処分」という。)を命ずる場合の事務処理について必要な事項を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 この要領に基づく行政処分の対象者は、条例第2条第1項の知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者とする。

(行政処分の基準)

第3 登録の取消し及び事業の停止とする違反行為及び処分基準は別表のとおりとし、当該登録業者が行う浄化槽の保守点検業務について処分を行うことができるものとする。

(事業停止日数の加算等)

第4 別表に掲げる各項目の違反行為等について、該当が2以上あった場合は当該処分基準の日数を合算するものとし、この結果、事業停止日数が90日以上の場合、登録を取り消すものとする。

(加重措置)

第5 次のいずれかに該当する場合は、加重措置を講ずることができるものとする。

この場合、加重は別表の処分基準の日数を限度とし、この結果、事業停止日数が90日以上の場合、登録を取り消すものとする。

- (1) 違反行為が繰り返し行われていたものであると認められるとき。
- (2) 違反行為により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(最近行政処分を受けた場合の措置)

第6 違反行為を行った日の前日から遡って2年以内にこの要領に基づく事業停止命令を受けている場合で、その期間に受けた事業停止日数の合計が60日以上の場合、登録を取り消すものとする。

(保健所による立入検査等及び報告)

第7 保健所長又は保健部長(以下「保健所長等」という。)は、その所管地域内における違反行為を知ったときは、条例第13条第2項の規定により速やかに対象者への立入検査又は関係者へ事情聴取を行うものとする。

2 前項の立入検査等の結果、違反行為があると認められたときは、保健所長等は、違反行為及び事実経過について、違反行為を証する書類等を添えて、知事に報告するものとする。

(行政処分の検討)

第 8 知事は、第 7 第 2 項の報告を受けた後、別表に基づき、処分しようとする者について、処分内容を検討するものとする。

2 知事は、処分を行おうとするときは、条例第 12 条第 2 項の規定により、聴聞を行うものとする。

(聴聞手続)

第 9 第 8 第 2 項に定める聴聞に関する手続は、大分県行政手続条例（平成 7 年大分県条例第 30 号）及び大分県聴聞規則（平成 6 年大分県規則第 38 号）に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 聴聞の通知は、聴聞期日の 3 週間前までに行うものとする。

(2) 聴聞の主宰者は、廃棄物対策課長とする。

(行政処分の決定)

第 10 行政処分の決定は知事が行うものとし、決定したときは、知事は、行政処分の内容、処分理由及び根拠条項等を明示し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示を付して、被処分者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定を行ったときは、保健所長等及び被処分者が営業区域とする区域を管轄する市町村の長に通知するものとする。

(行政処分後の確認)

第 11 保健所長等は、行政処分が行われたときは、事業が停止又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。